

令和8年熊本地震に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱

制定 令和8年8月27日 市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、令和8年熊本地震により熊本市内において損壊した被災家屋等を当該物件所有者の申請に応じ、熊本市（以下、「市」という。）が解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。以下同じ。）することにより、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災家屋等 被災建築物、被災工作物等及び災害廃棄物等をいう。
- (2) 被災建築物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条の規定により令和8年熊本地震により特に必要となった廃棄物の処理の対象として認められるものとして、次のいずれかに該当する家屋、事業所等（事業の用に供する建物である場合は、中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずる公益法人等が所有するものに限る。）をいう。
ア リ災証明書（災害対策基本法第90条の2第1項に基づき市長が発行するものをいう。以下同じ。）の被害状況が、全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の認定を受けたもの
イ アの認定を受けることができない建築物であって、被害の状況が、リ災証明書における半壊以上の認定と同等であると市長が認めるもの
ウ ア又はイに掲げるもののほか、倒壊による危険及び生活環境保全上の支障となることを防止するため、やむを得ず取り壊す必要があると市長が認めるもの
- (3) 被災工作物等 令和8年熊本地震により損壊した工作物、がれき等で、早急に解体及び撤去をしなければ人的又は物的被害を引き起こすおそれがある又は生活環境保全上の支障を及ぼすと思料されるものをいう。
- (4) 残置物 この要綱の規定により解体を要する被災家屋等から、やむを得ない理由により搬出できないために残置されたものをいう。
- (5) 被災民有地 個人又は法人（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準じる規模のその他の法人に限る。）が所有する市内に存する土地（被災家屋等が存するもの（被災家屋等が流失したものを含む。）に限る。）で、災害廃棄物が流入し、又は漂着した状態にあるものをいう。
- (6) 災害廃棄物等 令和8年熊本地震によって損壊し、又は変質し、本来の用をなさなくなったことにより廃棄することを余儀なくされた物又は当該物と土砂、流木、岩石、津波堆積物その他自然由来の物質が渾然一体となったものをいう。

(解体及び撤去の対象物)

第3条 この要綱に基づく解体及び撤去の対象は、被災家屋等、残置物及び被災民有地内に流入し、又は漂着した災害廃棄物等とする。

2 前項の被災家屋等の基礎部分については、地上部分及びそれに相当する部分（地上部分の解体と一体的に解体が行われるものに限る。）のうち、次に掲げるものを解体及び撤去の対象とする。

- (1) 戸建住宅については、3階建て以下の戸建て住宅の基礎部分に限る。
- (2) 戸建住宅以外の建築物については、2階建てかつ高さ10メートル以下の建築物の基礎部分に限る。

3 前2項の規定にかかわらず、庭木、庭石の類等（作業上撤去が必要なものを除く。）並びに地下埋設物及び地下構造物（ブロック塀の基礎部分を含む。）の解体及び撤去は行わない。

4 前項の規定にかかわらず、浄化槽については、解体及び撤去の対象とする。

5 改修工事等に伴う被災家屋等の一部解体及び撤去は行わない。

(対象者)

第4条 被災家屋等及び残置物の解体及び撤去の申請を行うことができる者は、令和8年7月28日時点において市内に被災家屋等を所有する者とする。ただし、当該所有者が令和8年7月28日以降に死亡した場合等やむを得ない事由により所有権が移転した場合については、所有権移転後の所有者が申請できるものとする。

(申請)

第5条 被災家屋等及び残置物の解体及び撤去を希望する者は、被災家屋等の解体・撤去に係る申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、当該書類により明らかにすべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 次の表の左欄に掲げる書類

書類	その他の要件
運転免許証、旅券又は個人番号カードその他申請者の本人確認ができる書類の写し	原本を提示する場合については、不要。
り災証明書	空き家等により、り災証明書が発行されない場合については、不要。
被災家屋等の登記事項（家屋）全部事項証明書	未登記の場合は、固定資産証明書を提出すること。申請時点においてその交付の日から3月以内のものに限る。
被災家屋等の現況写真	被災家屋等の全景が写ったもの（解体及び撤去する対象が特定できるもの）

(2) 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類

区分	書類	その他の要件
代理人が申請手続を行う場合	委任状	被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する委任状（様式第2号）による。
	委任者の印鑑登録証明書	申請時点においてその交付の日から3月以内のものに限る。
共有者（相続手続中の者を含む。）の代表者が申請手続を行う場合	共有者及び相続人全員（代表者を除く。）の被災家屋等の解体・撤去に係る同意書	被災家屋等の解体・撤去に係る同意書（共有者、相続人）（様式第3号）による。
	共有者及び相続人全員（代表者を除く。）の印鑑登録証明書	申請時点においてその交付の日から3月以内のものに限る。
賃貸物件の所有者が申請手続を行う場合	賃借人全員の被災家屋等の解体・撤去に係る同意書	被災家屋等の解体・撤去に係る同意書（借家等の居住者）（様式第4号）による。
所有権が差し押さえられている被災家屋等の所有者が申請手続を行う場合	差し押さえしている債権者全員（本市を除く。）の被災家屋等の解体・撤去に係る同意書	被災家屋等の解体・撤去に係る同意書（被災家屋等に関する権利設定者（抵当権者等））（様式第5号）による。
分譲マンションの所有者が申請手続を行う場合	マンション建替決議又はマンション建物取壊し決議の議決書等	
法人格を持つ中小企業者及び公益法人等の代表者が申請手続を行う場合	商業・法人登記簿謄本	申請時点においてその交付の日から3月以内のものに限る。
所有者が死亡し、相続人が申請手続を行う場合であって、相続人間で協議を行い解体及び撤去する建物の相続人が決定している場合	遺産分割協議書	解体及び撤去する被災家屋等の相続人が明らかになっているもの。
	相続人全員分の印鑑登録証明書	遺産分割協議書に押印している相続人全員分。
	所有者が死亡していることが分かる書類	除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等
	相続人全員分の戸籍謄本	遺産分割協議書に記載されている者が相続人全員であることが分かるもの。た

		だし、所有者の除籍謄本等と重複する部分は不要とする。
所有者が死亡し、相続人が申請手続を行う場合であって、相続の協議が完了していないが、被災家屋等の解体及び撤去について相続人全員が同意している場合	相続人全員（対象者を除く。）の被災家屋等の解体・撤去に関する同意書	被災家屋等の解体・撤去に係る同意書（共有者、相続人）（様式第3号）
	相続人全員の印鑑登録証明書	相続人全員分。
	所有者が死亡していることが分かる書類	除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等
	相続人全員分の戸籍謄本	同意書を提出している者が、相続人全員であることが分かるもの。ただし、所有者の除籍謄本等と重複する部分は、不要とする。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 書類は、原則として令和8年7月28日以降に発行された原本を提出するものとする。
- 3 第1項の申請の受付期間は、令和8年9月10日から令和8年12月10日までの間とする。
- 4 市長は、申請書及び添付書類に形式上の不備があると認めるときは、申請者に対し、その補正を求めることができる。
- 5 前項の補正は、令和9年2月28日までに行わなければならない。
(審査)

第6条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請に係る被災家屋等の解体及び撤去の実施を決定したときは、被災家屋等の解体・撤去決定通知書（様式第6号）を当該申請者に発行するものとする。

- 2 市長は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、申請者に対し、被災家屋等の解体・撤去不決定通知書（様式第7号）を発行するものとする。
 - (1) 前項の審査の結果、当該申請に係る被災家屋等の解体・撤去の実施が不相当と決定したとき。
 - (2) 申請者の責めに帰すべき事由により、当該申請に係る被災家屋等の解体・撤去の実施日においても解体が実施できず、その後当該申請に係る被災家屋等の解体・撤去の実施日の日程について通知又は連絡調整を行った後においても、申請者が日程調整に応じないこと等により、当該申請に係る解体及び撤去の実施が不相当と決定したとき。

(解体及び撤去の費用)

第7条 前条第1項の決定に基づき実施した被災家屋等の解体・撤去に係る費用は、第1条の目的を達成するために市長が必要と認める範囲で、市が負担する。

(遵守事項)

第8条 被災家屋等及び残置物の解体及び撤去に際し、第6条第1項の規定による決定を受けた申請者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 被災家屋等に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の除去工事及びそれに伴う諸手続は、申請者がそれぞれの供給事業者に対し必要な手続を解体及び撤去の実施前までに完了すること。
- (2) 他者の所有に係る災害廃棄物を一緒に廃棄しないこと。
- (3) 虚偽の申請を行わないこと。
- (4) 被災家屋等及び残置物の解体及び撤去の実施については、事前に近隣への周知を行うこと。
- (5) 被災家屋等及び残置物の解体及び撤去に伴う各種手続については、申請者が行うこと。
- 2 市長は、必要があると認めたときは、前項各号に掲げるもののほか、必要な条件を付すことができる。

(事前立会及び家財道具等の搬出等)

第9条 申請者は、被災家屋等の解体及び撤去を実施するまでに、家財道具等を搬出しなければならない。ただし、解体及び撤去前の申請者、解体業者、市等との事前立会又はこれに類する方法において、やむを得ない理

由により搬出が困難であると認められたときは、この限りでない。

- 2 申請者は、前項ただし書の規定による搬出が困難な家財道具等があるときは、当該物が家財道具等であることを明示するとともに、被災家屋等の解体及び撤去後の家財道具等の保管について適切に対応しなければならない。
- 3 被災建築物内にある家財道具等のうち明示のないものは、災害廃棄物とみなして、これを撤去し、処分するものとする。
- 4 搬出が困難な家財道具等の管理については、市は、その責任を負わない。

(申請の取下げ)

第10条 申請者が、やむを得ない理由により解体及び撤去の申請を取り下げる場合は、被災家屋等の解体・撤去に係る申請取下書(様式第8号)を解体及び撤去の実施日の前日までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、申請者に対し、被災家屋等の解体・撤去不決定通知書(様式第7号)を当該申請者に発行するものとする。

- (1) 第1項に規定する申請取下書が提出されたとき。
- (2) 申請者から解体及び撤去の申請を取り下げる意思表示がされたにもかかわらず、申請取下書の提出がなく、別に期限を定めて提出を行うよう通知した後も当該期限までに申請取下書の提出がないとき。

(完了通知)

第11条 市長は、被災家屋等及び残置物の解体及び撤去を実施したときは、申請者に対し、被災家屋等の解体・撤去完了通知書(様式第9号)を発行するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(令和8年8月27日制定)

この要綱は、決裁の日から施行し、令和8年8月27日から適用する。